

公益社団法人 鹿児島県建築士会 定款

平成25年4月1日施行

(平成25年3月19日指令建築第8号移行認定)

(平成25年4月1日設立登記)

令和7年6月7日改正

第1章	総則
第2章	目的及び事業
第3章	会員
第4章	役員等
第5章	総会
第6章	理事会
第7章	資産及び会計
第8章	基金
第9章	支部
第10章	委員会及び部会
第11章	事務局
第12章	定款の変更及び解散
第13章	公告の方法
第14章	補則
附則	

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鹿児島県建築士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、建築士法に規定する法定団体として、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築技術に関する研修等を行い、もって国土の整備及び保全、地域社会の健全な発展、児童又は青少年の健全な育成、一般消費者の利益の擁護並びに建築文化の振興に寄与することを目的とする。

(規律)

第4条 本会は、別に定める自主行動基準の理念及び規範にのっとり、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と建築士の社会的信用の維持及び向上に努めるものとする。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 建築士の品位の保持及び向上に資する事業
 - (2) 建築士の業務の進歩改善に関する事業
 - (3) 建築士制度の普及及び宣伝並びにその改善に関する事業
 - (4) 建築士法に規定する二級建築士及び木造建築士の登録並びに閲覧に関する事業
 - (5) 建築に係る調査研究に関する事業
 - (6) 講演会、講習会、研修会、見学会等の開催に関する事業
 - (7) 官公庁等からの業務受託に関する事業
 - (8) 会員の福利増進に関する事業
 - (9) 前各号に係る印刷物の刊行頒布に関する事業
 - (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業については、鹿児島県において行うものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 鹿児島県内に住所又は勤務場所を有し、本会の目的に賛同して入会した建築士
 - (2) 名誉会員 正会員のうち、特に本会に功労があった者で理事会の議決を得て推薦されたもの
 - (3) 準会員 鹿児島県内に住所又は勤務場所を有し、建築士の資格を得ようとする者で、本会の目的に賛同して入会したもの
 - (4) 賛助会員 個人又は団体で本会の事業を賛助するもの
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に定める社員とする。

(入会及び入会金)

第7条 会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書に入会金を添えて、会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、賛助会員の入会申し込みについては、入会金の納入を必要としない。

- 2 前項の規定による入会は、理事会においてその可否を決定し、別に定めるところにより本人に通知するものとする。
- 3 前項の規定による決定を受けた会員としての効力は、第1項に定める入会金及び次条に定める会費を納入した時に生ずる。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の権利義務)

第9条 会員の権利義務は、次のとおりであって、その者に帰属する。

- (1) 会員は、定款その他の諸規則及び総会において成立した議決事項を遵守するものとする。
- (2) 正会員は、役員選挙権及び被選挙権並びに総会における議決権を持つ。
- (3) 会員は、会誌及び会報の配布を受ける。
- (4) 会員は、本会の刊行図書及び取扱い図書並びに福利厚生等についての特典を受けるほか、第5条の事業に参加することができる。

(権利の停止)

第10条 会員で、会費滞納が6月に及ぶ者は、前条（第2号を除く。）に定める会員の権利を停止されることがある。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員は、次のいずれかの事由によりその資格を喪失する。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 会費の滞納が12月以上に及ぶとき。
- (4) 死亡し、若しくは、失踪宣告を受け、又は団体が解散したとき。

(退会)

第12条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(納入金の返還)

第13条 会員が除名、退会その他の事由により会員の資格を失ったときは、既に納めた入会金及び会費の返還を求めることができない。

(除名)

第14条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを除名することができる。

- (1) 定款その他の規程に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけたとき又は本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。この場合、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定により除名したときは、本人に理由を付して通知しなければならない。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第15条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以上50名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事、15名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、法人法に定める代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって、法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、総会の議決を得て選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決を得て理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、総理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、総理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 第1項の規定による役員を選任に関し必要な事項は、総会の議決を得て会長が別に定める。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、会務を統括する。
- 5 常務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の議決を得て本会の業務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、次の各号に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。

- (1) 本会の業務及び財産状況を監査すること。
 - (2) 理事の職務の執行状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は職務の執行について不正事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること。
 - (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第19条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のもの

に関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 15 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 20 条 理事及び監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、その任期中であっても、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得て、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

- 2 前項の規定により理事又は監事を解任しようとするときは、当該理事又は監事にあらかじめ通知するとともに、議決の前に、当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第 21 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び別に定める役員に対しては、報酬等を支給することができる。その額は、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準によるものとする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(責任免除)

第 22 条 本会は、役員賠償責任について法人法第 114 条第 1 項の規定により特に必要と認めるときは、同法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の議決を得て免除することができる。

(顧問等)

第 23 条 本会に、任意の機関として、顧問若干名、名誉会長 1 名及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問、名誉会長及び相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- 3 顧問、名誉会長及び相談役は、会長の諮問に応じ、かつ、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

- 4 顧問、名誉会長及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 5 章 総 会

(構成)

第 24 条 総会は、正会員をもって構成し、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 前項の総会をもって、法人法に定める社員総会とする。

(権限)

第25条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分の承認
- (6) その他総会で議決するものとして法令又は定款に定められた事項

(開催)

第26条 通常総会は、毎事業年度の終了した日から3月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議に付すべき事項及び招集の理由を示して総会招集の請求があったとき。

(招集)

第27条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決を得て、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議に付すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

3 会長は、前項の規定による招集通知について、法令に定めるところにより、正会員の承諾を得て、書面による通知の発出に代えて電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第29条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

2 総会の議事は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は正会員としての議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第31条 総会に出席することができない正会員は、書面をもって、あらかじめ通知された事項について表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用に当たっては、出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 総会の議事は、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び出席した正会員のうちから総会において選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第33条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成し、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

(権限)

第34条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 資産の管理
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定並びに解職
- (5) その他会務運営上必要事項の決定

(開催)

第35条 定例理事会は、毎事業年度に4回以上開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会長に対して、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第18条第1項第4号の規定により、監事から会長に対して招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前項の規定による招集通知については、第27条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、特別の利害関係人を除き、理事現在数の過半数の出席がなければ開会

することができない。

(議決)

第39条 理事会の議事については、第30条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の議決があったものとみなす。

3 第1項の場合において、その議決について、特別の利害関係を有する理事及び議長は、理事としての議決に加わることはできない。

(議事録)

第40条 理事会の議事録については、第32条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

2 前項の規定による議事録は、出席した会長及び監事は、これに署名若しくは、記名押印又は電子署名をしなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、総会の議決を得て、設立当初受け継いだ財産目録記載の財産及び次に掲げる収入により生じた資産をもって構成する。

- (1) 会費及び入会金収入
- (2) 寄付金品収入
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第42条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を得て会長が定める。

(経費の支弁)

第43条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し理事会の議決を得て通常総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第45条 本会の事業報告書及び収支決算報告書は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類は、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類は、議決を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

（公益目的取得財産残額の算定）

第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第58条第1項第12号の書類に記載するものとする。

（会計の原則）

第47条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

（事業年度）

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 基金

（基金）

第49条 本会は、法人法の規定に基づき、基金の拠出を会員又はその他第三者に求めることができる。

- 2 基金の募集及び割当、払込み等の手続きに関しては、理事会の議決を得るものとし、理事会において定める基金取扱規程によるものとする。
- 3 基金は、法人法第141条の規定に基づき返還することができる。ただし、前項の基金取扱規程に定める日までは、これを返還しないものとする。
- 4 基金の返還を行うために、返還される基金に相当する額を代替基金として積み立てるものとする。ただし、この代替基金の取り崩しは、行わないものとする。

第9章 支部

（支部）

第50条 本会は、総会の議決を得て、必要な地域に支部を置くことができる。

- 2 支部の設置地域、事業及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

第10章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第51条 本会は、本会の事業を推進するため必要と認めるときは、理事会の議決を得て、委員会及び部会を設置することができる。

2 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第52条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局長及びその他の職員は、有給とする。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会において総正会員の3分の2以上の議決を得て変更することができる。

(解散)

第54条 本会は、総会において総正会員の3分の2以上の議決その他法令に定める事由により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第55条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）で、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は合併の日から1月以内に、総会の議決を得て、同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第56条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の議決を得て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第58条 本会の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿並びに理事及び監事名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関のうち理事会及び総会の議事に関する書類
- (5) 理事及び監事の報酬等規程
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び収支決算報告書
- (8) 貸借対照表及びその明細書
- (9) 正味財産増減計算書及びその附属明細書
- (10) 財産目録
- (11) 監査報告
- (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (13) その他法令に定める帳簿及び書類

2 前号各号の帳簿及び書類等の保管期間及び閲覧は、法令の定めによる。

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長、副会長及び専務理事並びに常務理事は、別表のとおりとする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表（附則 2 関係）

役員	氏名
会長（代表理事）	守 真 和 弘
副会長（業務執行理事）	横 村 満 昭
副会長（業務執行理事）	東 條 正 博
副会長（業務執行理事）	西 野 正 憲
副会長（業務執行理事）	坂野 伸一郎
専務理事（業務執行理事）	七 夕 貞 満
常務理事（業務執行理事）	池 添 宏
常務理事（業務執行理事）	落 司 ひとみ
常務理事（業務執行理事）	諏 訪 下 勉
常務理事（業務執行理事）	堂 園 稔
常務理事（業務執行理事）	道 免 尚 史
常務理事（業務執行理事）	友 清 貴 和
常務理事（業務執行理事）	中 村 純 一
常務理事（業務執行理事）	濱 田 光 隆
常務理事（業務執行理事）	藤 山 幸 一
常務理事（業務執行理事）	米 盛 司 郎
常務理事（業務執行理事）	川 床 光 昭
常務理事（業務執行理事）	松 浦 俊 秀

附 則

- 1 この定款は、令和 7 年 6 月 7 日から施行する。